指定管理者総括評価シート

1　施設の概要

施設名称	青山地区活動センター	所在地	盛岡市青山三丁目37番7号
施設の設置目的・概要	地域の住民の交流を促進することにより、地域の活性化を図ることを目的とした施設である。		
建物・設備の概要	鉄筋コンクリート造3階建、体育館（1073.76㎡）　敷地面積（2,222.98㎡） 延床面積（1906.625㎡） 図書室、料理実習室、ギャラリー、トイレ、湯沸かし室、物品庫、電気室、機械室、休憩室、雑品庫、エレベーター	設置年月日	昭和54年4月1日

2　指定管理者が行う業務等

指定管理者名	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	所管課名	市民部市民協働推進課
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで		
指定管理業務の内容	・施設の使用の受付及び使用許可書の交付並びに使用料の減免の受付に関すること。 ・施設、設備及び備品の維持管理に関すること。 ・使用料の徴収に関すること。 ・その他センターの管理に必要な業務で市長の定めること。	指定管理料（千円）	R1　24,611 千円 R2　24,611 千円 R3　24,611 千円 R4　24,436 千円 R5　24,436 千円
制度導入によって目指す施設の姿	地域住民の交流を促進するとともに、地域の活性化を図るなど、地域と一体となった施設の管理運営を行う。		

3　評価結果

総合評価	AA	単位内の施設	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		地区活動センター	AA	AA	AA

施設所管部の評			
管理運営方法の検討			
	指定期間中の導入効果及び課題	利用件数の数値目標を上回る利用実績があり、苦情もほぼないなど利用者サービスの向上が図られた。	
	今後の管理運営方法	■　指定管理者制度　　□　直営	
		理由	・利用者サービスの向上が図られる。 ・直営よる場合、市が直接雇用する職員の柔軟な勤務シフトが組みにくく、効率的な人員の配置が難しいなどの課題が生じる。 　よって、上記の現状及び直営としたときに生じる課題を検討した結果、指定管理者制度を導入することが適当と判断する。

評価	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	□ 延長　□ 公募　■ 非公募
		（理由：ミュニティ地区組織（福祉推進会）の事務局設置を認めており、地域活動の活性化を図り、組織支援が必要な
	所在地に対する団体の条件	■ 市内　□ 制約を設けない（理由：　　）
	管理形態	□ 単館管理　■ 一体管理（施設名及び理由：合理性が高いため）
	今後の改善点	
	・ホームページ等の充実や周知活動の徹底により、新規利用者の拡大を図る。 ・利用者の施設使用時間帯が固定化する中で、新規利用者との円滑に利用調整を図る。	
制度担当部の意見		

※評価基準

総合評価	
S	【年度評価】の全てがAA以上かつ、Sが1つ以上である。※1単位内に複数施設がある場合は，1施設ごとにSが1つ以上である。
AA	【年度評価】の全てがA以上である。
A	【年度評価】のA以上が半数以上含まれている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評
B	【年度評価】のBが半数を超えている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評価
C	【年度評価】にCが含まれている。